

特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクト

入会金及び会費の額に関する細則

平成 15 年 9 月 12 日制定

2019 年 6 月 14 日改訂

(目 的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクト定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の額を定めることを目的とする。

(入会金の額)

第2条 団体正会員の入会金を 110,000 円、個人正会員の入会金を 22,000 円、準会員の入会金を 5,500 円、特別会員の入会金を 0 円とする。

(会費の額)

第3条 年会費は各事業年度毎に納付するものとする。

2 団体正会員の年会費を1口 110,000 円、個人正会員の年会費を1口 22,000 円、準会員の年会費を1口 5,500 円とし、いずれも1口以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、10 月1日以降に入会した正会員及び準会員の会費は、前項の規定の2分の1の額とする。

4 特別会員の年会費を 0 円とする。

(附 則)

1 この細則は、平成 15 年 10 月1日から施行する。

2 この細則の改訂は、2020 年 4 月 1 日から施行する。